

みどりのまちづくり審議会緑の基本計画（2026）の策定に向けた作業検討部会設置要綱

（設置）

第1条 この要綱は、大阪市みどりのまちづくり条例施行規則（平成28年規則第104号。以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、緑の基本計画の改定に向け基本方針の設定や今後の施策展開の検討など、審議会における調査や審議を円滑に進めるため、みどりのまちづくり審議会緑の基本計画（2026）の策定に向けた作業検討部会（以下「部会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第2条 部会は、みどりのまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の委員から審議会会長が指名する委員及び臨時委員若干名で組織する。

（部会長等）

- 第3条 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから審議会会長が指名する。
- 2 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
 - 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

（運営）

- 第4条 部会の会議は、部会長が招集する。
- 2 部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 部会は、原則公開とする。ただし、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）第7条各号に該当すると認められる情報を含む事項を調査する場合であって、会議を公開しないことを出席委員の過半数をもって決定したときは、この限りではない。

（審議会への報告）

第5条 部会長は、部会の結果を審議会に報告する。

（庶務）

第6条 部会の庶務は、建設局において処理する。

（廃止）

第7条 部会は、次の一に該当した場合、廃止するものとする。

- (1) 審議会が部会廃止の決議がなされたとき
- (2) 部会の検討・作業にかかる緑の基本計画案の審議が、審議会において終了したとき

(施行の細目)

第8条 この要綱で定めるもののほか、部会の運営その他必要な事項は、部会長が定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。